

限度額適用認定証をご存知ですか？

～入院費の窓口でのお支払いが減額されます～

限度額適用認定証とは

健康保険証と一緒に病院に提示することによって、自己負担が高額になった場合でも、窓口での支払いは自己負担限度額までとなるものです。

自己負担限度額とは

収入（標準報酬月額等）によって5つに分類されます。

「限度額適用認定証」を提示された場合、1ヶ月に原則これ以上の医療費はかかりません。

※食事代や差額ベッド代など高額療養費の対象とならないものは、別途お支払いが必要です。

所得区分	適用区分	自己負担限度額
標準報酬月額 83 万円以上	ア	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1%
標準報酬月額 53～79 万円	イ	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1%
標準報酬月額 28～50 万円	ウ	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1%
標準報酬月額 26 万円以下	エ	57,600 円
低所得者 (市町村民税非課税者)	オ	35,400 円

※適用区分は、限度額適用認定証に記載されています。

具体例を見てみましょう

👉 1ヶ月の総医療費が100万円の場合

「限度額適用認定証」を使う場合

①窓口で、自己負担限度額 約 9 万円^(※)をお支払い

(※) 一般的な所得区分「ウ」の方の例ですので、それ以外の方は金額が変わります。

「限度額適用認定証」を使わない場合

- ①窓口で、自己負担額 30 万円（100 万円の 3 割）をお支払い
- ②高額療養費を申請
- ③保険者から約 21 万円払い戻し

「限度額認定証」を使う場合と最終的な負担は同じになりますが、払い戻されるまでに3ヶ月以上かかります。

限度額適用認定証の交付を受けるには

👉 国民健康保険にご加入の方

保険証・印鑑をお持ちのうえ、各市町村の担当窓口^(※)にて申請（即日交付）

（※）今治市の場合 （本庁）保険年金課 国民健康保険係
（支所）健康福祉課（関前支所は住民福祉課）

👉 社会保険（協会けんぽ）にご加入の方

①協会の各都道府県支部^(※)にお電話のうえ申請書をお取り寄せ、または協会けんぽのホームページからダウンロード

（※）保険証に記載されている協会支部へご連絡ください。

保険者が全国健康保険協会愛媛支部の場合 ☎089(947)2100（代表）

②申請書を協会けんぽへ郵送

③限度額適用認定証を、協会けんぽからご自宅へ郵送（おおむね 1 週間程度）

👉 社会保険（健康保険組合等）にご加入の方

保険者により手続き方法が異なります。くわしくはお勤めの会社または保険者にご確認ください。

認定証ご利用にあたっての留意事項

- 交付を受けても窓口で提示されないと、適用されません。
- 窓口へ提示された月以前の期間に関しては適用できない場合がございますので、すみやかに窓口へご提示ください。
- 認定証の適用は、申請書提出月の 1 日からとなります。予定入院の場合は事前申請をお勧めします。また、やむを得ず入院後に申請される場合は、日程に余裕を持ってお手続きください。
- 食事代、差額ベッド代などは対象外です。
- 認定証の有効期間が切れた後も引き続きご利用になりたい場合は、更新手続きが必要です。

今治市国民健康保険（70歳未満）・愛媛県協会けんぽの方は、代行申請（更新手続き含む）を承っております。

代行申請のお申し込みやさらにくわしいことをお知りになりたい方は、総合受付にお尋ねください。

